

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 1 7 日
契 約 業 者 名	電通システム (株)
契 約 業 者 の 住 所	長野県長野市中御所 3 - 1 4 - 7
工 事 の 名 称	R 6 松本国道出張所発電設備更新工事
工 事 場 所	松本国道出張所
工 事 種 別	受変電設備工事
工 事 概 要	
工 期 (自)	令和 7 年 3 月 7 日
工 期 (至)	令和 8 年 1 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	5 0 , 9 3 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 7 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	5 1 , 2 0 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の変動による変更

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 3 1 日
契 約 業 者 名	電通システム (株)
契 約 業 者 の 住 所	長野県長野市中御所 3 - 1 4 - 7
工 事 の 名 称	R 6 松本国道出張所発電設備更新工事
工 事 場 所	松本国道出張所
工 事 種 別	受変電設備工事
工 事 概 要	発電設備 蓄電池 長寿命MSE-300 1 組 直流電源設備 蓄電池 長寿命MSE-900 2 5 組
工 期 (自)	令和 7 年 3 月 7 日
工 期 (至)	令和 8 年 1 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	5 1 , 2 0 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 6 , 4 9 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	5 7 , 6 9 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 電源設備 (機器) 現地調査の結果、蓄電池の規格変更を行う。 2. 工期 工期は、元工期のままとする。

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 9 月 3 0 日
契 約 業 者 名	電通システム (株)
契 約 業 者 の 住 所	長野県長野市中御所 3 - 1 4 - 7
工 事 の 名 称	R 6 松本国道出張所発電設備更新工事
工 事 場 所	松本国道出張所
工 事 種 別	受変電設備工事
工 事 概 要	電源設備 (機器) 1 式 発電設備設置工 1 式 配管・配線工 1 式 発電設備撤去工 1 式 配管・配線撤去工 1 式 配電線設備工 1 式 工場製品輸送工 1 式
工 期 (自)	令和 7 年 3 月 7 日
工 期 (至)	令和 8 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	5 7 , 6 9 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 5 , 0 6 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	6 2 , 7 5 5 , 0 0 0 円 (税込み)

変 更 理 由

1. 電源設備（機器）
詳細設計の結果、機器の仕様が変更となったため、蓄電池の規格変更を行う。
現地精査の結果、燃料小出し槽及び直流電源装置は削除することとなり、電源切替盤及び引込開閉器盤を追加する。
2. 発電設備設置工
詳細設計の結果、電源設備の構成が変更となったため、発電設備架台設置、燃料小出し槽架台設置及び発電設備基礎設置を増工する。
現地精査の結果、燃料小出し槽は移設すること、直流電源装置設置は削除することとなり、電源切替盤設置及び引込開閉器盤設置を追加する。
3. 配管・配線工
詳細設計の結果、電源設備の構成が変更となり使用材料の不足が判明したため、配管及び配線を増工する。
4. 発電設備撤去工
現地精査の結果、浸水対策用の架台を設置するのに支障となることが判明したため、発電機室解体撤去を追加する。
現地精査の結果、発電機室解体撤去の支障となることが判明したため、引込開閉器盤撤去を追加する。
現地精査の結果、直流電源装置は継続使用することとなり、直流電源装置撤去を減工する。
5. 配管・配線撤去工
詳細設計の結果、電源設備の構成が変更となり使用材料も変更となったため、配管撤去及び配線撤去を追加する。
6. 配電線設備工
現地精査の結果、新たに仮設備を設置する必要があるため、仮設発動発電設備設置及び仮設配管配線設置を追加する。
7. 工場製品輸送工
詳細設計の結果、電源設備の構成が変更となったため、輸送（電気）を増工する。
8. 共通仮設費
現地精査の結果、発電機室のアスベスト含有調査が行われていないことが判明したため、アスベスト含有調査費を追加する。
詳細設計の結果、電源設備の構成が変更となったため、電気通信施設資産管理用データ作成費を追加する。
9. 工期
工期は、電源設備を製作するメーカーにおいて、一部部材の入手難に伴う機器納期の遅延により60日間延長し、令和8年3月31日までとする。